

退職金プランB

令和6年4月1日現在

商品名 (愛 称)	きたしん定期預金 「退職金プランB」
ご利用いただける方	・当金庫営業エリア内にお住まいの個人のお客さま
取扱期間	・令和6年4月1日(月)～令和7年3月31日(月)
定期預金 預入期間	・1年、3年、5年 (自動継続扱いのみ)
預入・申込金額	・100万円以上 (3年以内に受給した退職金を原資とするお預入れに限らせていただきます。)
払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。
利 息 (1) 適用金利	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金利 ・1年ものは年0.075%、3年ものは0.200%、5年ものは0.250%を満期日まで適用します。 ・年金振込口座のご指定をご確約いただける場合は、1年ものは年0.15%、3年ものは0.30%、5年ものは0.40%を満期日まで適用します。 ・金利上乘せの適用は、当初の預入期間のみといたします。 ・自動継続後の金利は、継続日における預入金額に応じて、「スーパー定期」または「大口定期預金」の店頭表示金利を適用します。
(2) 利払方法	<ul style="list-style-type: none"> ・預入金額が1,000万円未満の定期預金については、満期日以後に一括して支払います。 ・預入金額が1,000万円以上の定期預金については、1年ものは満期日以後に一括して支払います。3年、5年ものは中間利払日(預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日)以後及び満期日以後に分割して支払います。なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数及び中間利払利率(約定利率×70%)により計算します。
(3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算とします。
税 金	・お利息は利子所得として20.315%(所得税及び復興特別所得税15.315%、地方税5%)が源泉徴収され、源泉分離課税となります。
手 数 料	—
付加できる 特約事項	・マル優のお取扱いができます。
中途解約時 のお取扱い	・満期日前に解約する場合は、別表(預・6-16)の預入期間及び商品種別に応じた期限前解約利率及び預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。なお、中間払利息が支払われている場合には期限前解約利息との差額を清算します。

<p>金利情報の 入手方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・店頭のエレクトロニック掲示板または窓口へご照会ください。
<p>苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店または本部事務管理部（9時～17時、電話：0120-778-211）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記事務管理部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517 - 5825）にお申し出ください。</p> <p>また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫事務管理部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
<p>その他参考と なる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・取扱期間が定められています。 ・金利上乗せ期間中は、総合口座の担保とすることはできません。 ・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利息により計算します。 ・預金保険機構の付保対象預金です。詳細につきましては、店頭に掲示の「預金に関する重要事項のお知らせ」もしくは「預金保険制度」のポスターを参照願います。

北 群 馬 信 用 金 庫